

## 4.9 生態系

### 4.9.1 調査の方法

生態系に係る調査項目は、①地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定、②地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出、③着目種の生態、④着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係、⑤着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況（地形、地質、土壌、水環境等の環境）とする。

生態系に係る調査の方法は表4.9-1に示すとおりである。

表 4.9-1 調査の方法（生態系）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定 ・環境単位の区分 ・環境単位ごとの種の構成 ・環境単位相互の関係及び周辺環境との関係	現地調査等	地形・土壌（4.6 地象）、水象（4.5 水象）、植生（4.8 植物）等の調査結果を解析し、調査地域の環境単位の現況を把握する。	「4.7 動物」、「4.8 植物」の調査地域に準じ、計画区域・関連施設及びその周辺 200m の範囲とする。	「4.7 動物」、「4.8 植物」の調査期間・頻度に準じる。
②地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出 ・上位性 ・典型性 ・特殊性	現地調査等	設定した環境単位の区分を考慮し、「4.7 動物」における動物相の調査結果、「4.8 植物」における植物相の調査結果を参考に着目種を選定する。		
③着目種の生態 ・一般的な生態	現地調査等	既存資料等を基に繁殖行動、採餌行動等について一般的な知見を整理する。 なお、行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度を把握し、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度を把握する。		
④着目種と関係種との関係 ・関係種の個体数・生息・生育密度等 ・食物連鎖等の関係	現地調査等	着目種の生息・生育に影響を与える動物・植物について、「4.7 動物」、「4.8 植物」の調査結果から、個体数、生息・生育密度について、できる限り定量的に把握する。また、生物種間相互関係を推測し、食物連鎖図を作成する。		
⑤着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	現地調査等	着目種等の生息・生育環境の一般的な条件（地形、地質、土壌、水環境等の環境）を把握する。		

#### 4.9.2 予測・評価の方法

生態系に係る予測、評価の方法は表4.9-2に、環境の保全に関する配慮方針は表4.9-3に示すとおりである。

表 4.9-2(1) 予測・評価の方法（工事、存在・供用：生態系）

予測事項	工事の実施、造成地の存在に伴う生態系への影響 (工事の実施及び造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度)
予測方法	本事業の計画による植生及び地形の改変と調査結果との重ね合わせによる推定、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測する。
予測地域・地点	計画区域・関連施設及びその周辺 200mの範囲とする。
予測対象時期	工事による影響が最大となる時期及び施設の供用が定常状態に達した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 生態系への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.9-2(2) 予測・評価の方法（供用終了後の影響：生態系）

予測事項	太陽光パネル等の撤去・廃棄及びその後の緑化による生態系への影響
予測方法	太陽光パネル撤去後の土地利用と調査結果との重ね合わせによる推定、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測する。
予測地域・地点	計画区域・関連施設及びその周辺 200mの範囲とする。
予測対象時期	供用終了後とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 生態系への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.9-3 環境の保全に関する配慮方針（生態系）

区分	環境の保全に関する配慮方針
造成等の工事、造成地の存在による生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき動物種については、計画区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音、振動及び夜間工事の際の照明等の軽減を必要に応じて検討する。</li> <li>・ 濁水については、仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。</li> <li>・ 計画区域内で保全すべき動物や植物が確認された場合は、必要に応じて適地に移動、移植するなど、環境保全措置を検討する。</li> <li>・ 農薬は使用しない。</li> </ul>
太陽光パネル等の撤去・廃棄及びその後の緑化による生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切に太陽光パネル等の撤去後の土地利用計画を策定する。</li> </ul>

## 4.10 景観

### 4.10.1 調査の方法

景観に係る調査項目は、①景観資源の状況、②主要な眺望地点の状況、③主要な眺望景観、④その他の予測・評価に必要な事項（地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地利用の状況）とする。

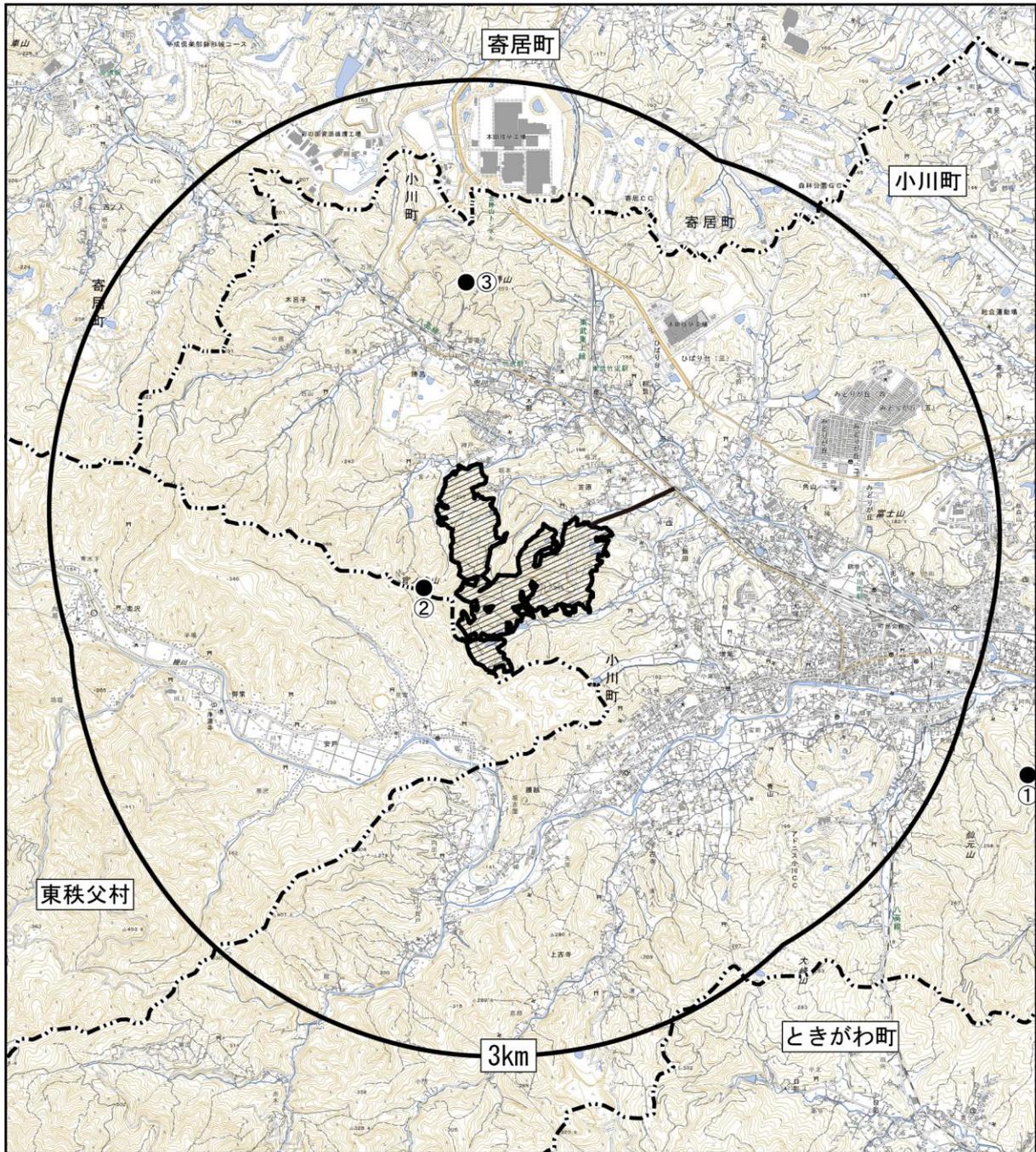
景観に係る調査の方法は表4.10-1に、景観調査地点選定理由は表4.10-2に、調査地域及び調査地点は図4.10-1に示すとおりである。

表 4.10-1 調査の方法（景観）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①景観資源の状況 ・自然的景観資源 ・歴史的景観資源	既存資料調査	観光パンフレット等の整理及び解析を行う。	計画区域及びその周辺 3km の範囲を基本とする。	最新の資料とする。
②主要な眺望地点の状況 ・眺望地点の位置	既存資料調査	観光パンフレット等の整理及び解析を行い、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等を調査する。	計画区域及びその周辺 3km の範囲を基本とする。	最新の資料とする。
③主要な眺望景観 ・眺望の構成要素の状況	現地調査	主要な眺望地点において、写真撮影を行い、構成、構図、印象、計画区域の見え方、特性（眺望が開けているか、特定の景観資源があるか等）を把握する。	主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は、図4.10-1に示す3地点とする。各調査地点の選定理由は、表4.10-2に示すとおりである。	年2回（着葉期、落葉期）とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用の状況	既存資料調査	「土地利用現況図」（埼玉県）、「地形図」等の整理及び解析を行う。	計画区域及びその周辺 3km の範囲を基本とする。	最新の資料とする。

表 4.10-2 景観調査地点選定理由

地点名		計画区域敷地境界からの距離	選定理由
①	見晴らしの丘公園	計画区域東南東側 約 3.6km	本地点は公園であり、不特定多数の人々が訪れ、小川町を眼下に眺めることができる地点である。視界が開けており、計画区域内を視認できることから選定した。
②	官ノ倉山	計画区域西側 約 0.3km	本地点は官ノ倉山頂であり、ハイキングコースで視界が開けている地点である。計画区域を視認できることから選定した。
③	県立小川げんきプラザ	計画区域北側 約 1.5km	本地点は金勝山の山頂を中心とした敷地にプラネタリウム館などがあり、不特定多数の人々が訪れる場所である。展望台があり、計画区域を視認できることから選定した。



凡 例

-  計画区域及び関連施設
-  町村界
-  眺望点



1:50,000

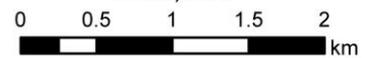


図 4.10-1

景観調査地点

#### 4.10.2 予測・評価の方法

景観に係る予測、評価の方法は表4.10-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.10-4に示すとおりである。

表 4.10-3 予測・評価の方法（存在・供用：景観）

予測事項	眺望景観への影響（造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度）
予測方法	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点に準ずる。
予測対象時期	事業活動が定常状態となる時期とする。
評価方法	<p>&lt;影響の回避・低減の観点&gt;            景観への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。</p> <p>&lt;基準、目標等との整合の観点&gt;            埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例等に示されている景観の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

表 4.10-4 環境の保全に関する配慮方針（景観）

区分	環境の保全に関する配慮方針
景観への影響	・残置森林を確保するとともに、樹木伐採は必要最小限に留め、周辺からの景観に配慮する。